

外来生物の特徴と第二次選定に際しての留意点（哺乳類・鳥類）

（1）導入形態・利用形態

- 外来の哺乳類・鳥類は、天敵導入、実験動物、展示動物、愛玩などの目的で利用され、意図的に我が国に持ち込まれているものがほとんどである。
- 教育や愛玩の目的では公共施設、個人、民間施設等で多数の個体が飼育されているが、その実態が十分に把握されていないものがある。

（2）生物学的特性と被害に関する知見

- 多くの哺乳類は生態系における栄養段階の上位に位置することから、外来の哺乳類の定着による生態系への影響は一般的に大きく、直接的な捕食や競合、農林業への被害等の事例が報告されている。
- 我が国の固有種や固有亜種に対応する大陸系の近縁種が存在し、極めて交雑を起こしやすいと考えられる種が複数存在するが、被害の評価が困難な場合がある。
- 外来の鳥類については、定着に係る報告はあるものの生態系や農林水産業に与える被害に係る調査研究事例が全般的に少ない状況にある。

（3）関係する他の法令

- 鳥獣保護及び狩猟の適正化に関する法律、感染症法、動物愛護管理法等の他法令により、輸入や飼養の制限がなされているものがある。

（4）規制により期待される効果

- 既に我が国に定着しているものについては、早期に計画的な防除を実施することにより、生態系等に対する被害を効果的に防止することが期待される。
- 意図的に我が国に持ち込まれているものがほとんどであるため、法律に基づき輸入及び飼養等に係る規制を行うことは、生態系等への影響を防止する上で特に効果的である。

今後の検討の進め方について（哺乳類・鳥類）

「第二次以降の特定外来生物等の選定の作業手順」に基づき、検討対象の生物について、例えば次の特性やその組み合わせに着目して知見と情報の整理をすすめ、生態系等に係る被害を及ぼし、又は及ぼすおそれがあると判断されるものについて選定するものとする。その際、文献による知見が不足していると思われるものについては、下記の特性に関する文献以外の情報の蓄積に努め、これらの情報をもとに、専門家会合における判断が可能かどうか検討する。

なお、海外で被害をもたらしているものについては、海外での被害の内容を確認し、次の特性等に着目して我が国に定着して被害を及ぼすおそれについて検討する。

- 在来生物に対する捕食能力が高いこと（在来生物側の捕食回避能力が低いこと）
- 在来生物と比べ繁殖能力が高いこと
- 分布拡大能力に優れていること
- 大型の草食動物で植生構造を著しく変化させるおそれがあること
- 我が国にその生物を捕食する天敵がないこと
- 在来生物と近縁で交雑を起こす可能性が高いこと
- 野外へ逸出しやすい性質（逸脱する能力）や遺棄されやすい性質（気性の荒さ等の危険性を持つこと、大型化すること）を有していること、
- 大量に流通・飼養されていること
- 野外での利用を前提とした放逐がなされる可能性があること
- 在来の野生動物に感染症をもたらすおそれがあること